

	改正前	改正後
一般公社債等の課税 (25)		2. 譲渡、償還等 償還、一部解約等は譲渡とみなして、20%申告分離課税（所得税15%、住民税5%）。 ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の役員に支払われるものは総合課税の対象 ※平成28年1月1日以後の利子等、譲渡等について適用
割引債の課税方法 (26)	発行時に18%源泉分離課税（所得税のみ）	1. 発行時に源泉徴収は行わず償還時の償還差益に20%申告分離課税（所得税15%、住民税5%） 2. 割引債には「利子が支払われる公社債で、発行価額が額面金額の90%以下であるものを含む」 ※平成28年1月1日以後の割引債の償還および譲渡について適用

2 個人所得課税

	改正前			改正後		
所得税の最高税率の見直し (25)	所得税額速算表			所得税額速算表		
	課税所得金額	税率	控除額	課税所得金額	税率	控除額
	195万円未満	5%	—	195万円未満	5%	—
	330万円未満	10%	9.75万円	330万円未満	10%	9.75万円
	695万円未満	20%	42.75万円	695万円未満	20%	42.75万円
	900万円未満	23%	63.6万円	900万円未満	23%	63.6万円
	1,800万円未満	33%	153.6万円	1,800万円未満	33%	153.6万円
	1,800万円以上	40%	279.6万円	4,000万円未満	40%	279.6万円
				4,000万円以上	45%	479.6万円
				※平成27年分以後の所得税より適用		
給与所得控除額 の上限設定金額 (25)	給与所得控除額			1. 平成28年分		
	収入金額	給与所得控除額		収入金額	給与所得控除額	
	162.5万円以下	65万円		162.5万円以下	65万円	
	180万円以下	収入金額×40%		180万円以下	収入金額×40%	
	360万円以下	収入金額×30%+18万円		360万円以下	収入金額×30%+18万円	
	660万円以下	収入金額×20%+54万円		660万円以下	収入金額×20%+54万円	
	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円		1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	
	1,500万円以下	収入金額×5%+170万円		1,200万円以下	収入金額×5%+170万円	
	1,500万円超	245万円		1,200万円超	230万円	
				※個人住民税については平成29年度分について適用		
				2. 平成29年以降		
				収入金額	給与所得控除額	
				162.5万円以下	65万円	
				180万円以下	収入金額×40%	
				360万円以下	収入金額×30%+18万円	
				660万円以下	収入金額×20%+54万円	
				1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	
				1,000万円超	220万円	
				※個人住民税については平成30年度分以降について適用		

Part. 3 一覧表でチェック！ 平成26年までに改正された 重要項目も押さえておこう

※本表は右ページより左ページの順にお読みください。

1 金融証券税制

	改正前	改正後
株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組 (25)	上場株式等と非上場株式等の内部通算は可能	上場株式等と特定公社債等の通算は可能とし、非上場株式等と一般公社債等の通算は可能だが、それぞれを別々の分離課税制度とし、両者の通算を認めない。 ※平成28年1月1日以後の株式等の譲渡所得等について適用
特定公社債等の課税 (25)	公社債、公社債投資信託等の課税について 1. 利子、収益分配金 20.315%源泉分離課税（所得税15.315%、住民税5%） 2. 譲渡 譲渡益は非課税 譲渡損はなかったものとみなす 3. 償還、一部解約 公社債：雑所得の総合課税 公社債投資：20.315%源泉分離（所得税15.315%、住民税5%） 4. 他の所得との通算 通算不可 3年間の繰越控除も不可 5. 特定口座への受入れ 不可	公社債および公社債投資信託など一定のもの（「特定公社債等」）の課税について 1. 利子、収益分配金 20%申告分離課税（所得税15%、住民税5%） または 申告不要 2. 譲渡 譲渡益、譲渡損共に申告分離課税 3. 償還、一部解約 償還額を譲渡所得等の収入金額とみなして20%申告分離課税（所得税15%、住民税5%） 4. 他の所得との通算 上場株式等の配当所得および譲渡所得等の損益通算が可能 発生した損失は3年間の繰越控除も可能 5. 特定口座への受入れ 可能 購入済の特定公社債等は平成28年中に、実際の取得日・取得価額で受入れることができる。 ※平成28年1月1日以後の利子等、譲渡等について適用
一般公社債等の課税 (25)		1. 利子、収益分配金等 一般公社債等の利子等は、20.315%源泉分離課税（所得税15.315%、住民税5%） ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員に支払われるものは、総合課税の対象

※（ ）内の数字は最終改正年度